



2021年4月16日

各 位

会社名 株式会社西松屋チェーン  
代表者名 代表取締役社長 大村浩一  
(コード番号 7545 東証第一部)  
問合せ先 執行役員総務部長 春井克公  
(TEL 079-252-3300)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年5月18日開催予定の当社第65期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2021年3月30日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2021年5月18日開催予定の当社第65期定時株主総会での承認を条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとしております。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任免除に関する規定を新設するものです。なお、本規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、取締役会においても剰余金の配当等の決定を行うことができるよう、所要の変更を行うものです。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年5月18日 (予定)
定款変更の効力発生日	2021年5月18日 (予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>10名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>増員</u>または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は<u>7名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。</u></p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p align="center">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p align="center">第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(員数)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第27条 当社の監査役は5名以内とする。</u></p>	
<p>(選任方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	
<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p>(監査役会の決議方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(監査役会規程)</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
	<p><u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
	<p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p>
	<p><u>第30条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第<u>34</u>条 (条文省略)</p> <p>(<u>期末配当金</u>)</p> <p>第<u>35</u>条 当社は、株主総会の決議によって毎年 2 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>中間配当金</u>)</p> <p>第<u>36</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第<u>37</u>条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第<u>31</u>条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>第<u>32</u>条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第<u>33</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p>第<u>34</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 20 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当</u>」という。）をすることができる。</p> <p>(<u>剰余金の配当等の基準日</u>)</p> <p>第<u>35</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月 20 日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 20 日とする。</p> <p>③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>)</p> <p>第<u>36</u>条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② (現行どおり)</p>

以上